

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条第三項ただし書、第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書、第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書」に改める。

第六条中「第五百五十九条の五第一項」を「第五百五十九条の五」に改める。

様式第一号中「㊸」を削り、「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

様式第二号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「(田嶋又は記名並印)」及び「㊸」を削る。

様式第八号及び様式第九号中「(田嶋又は記名並印)」及び「㊸」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、様式第一号の改正規定（「㊸」を削る部分に限る。）並びに様式第三号から様式第六号まで、様式第八号及び様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。